

# 第52回横浜市都市美対策審議会景観審査部会

## 次 第

日 時 令和元年8月5日（月）午後8時から午後9時まで

会 場 一般社団法人横浜みなとみらい21プレゼンテーションルーム  
（横浜市西区みなとみらい2-3-5）

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

(1) 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議）

(2) その他

#### 3 閉 会

#### <資 料>

次第、参加者名簿、座席表、第51回議事録

【議事1】資料1 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告活用  
について

## 第52回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 参加者名簿

開催日時 令和元年8月5日（月） 午後8時から午後9時まで  
 開催場所 一般社団法人横浜みなとみらい21プレゼンテーションルーム

	氏名（敬称略）	現職等	
部会長	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）	
委員	岡部 祥司	市民委員	
"	加茂 紀和子	名古屋工業大学工学部社会工学科教授（建築）	欠席
"	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授（景観）	
"	関 和明	関東学院大学名誉教授（建築史）	
"	野原 卓	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授（都市計画）	
"	矢澤 夏子	神奈川県弁護士会 弁護士	欠席

### 【議事1】

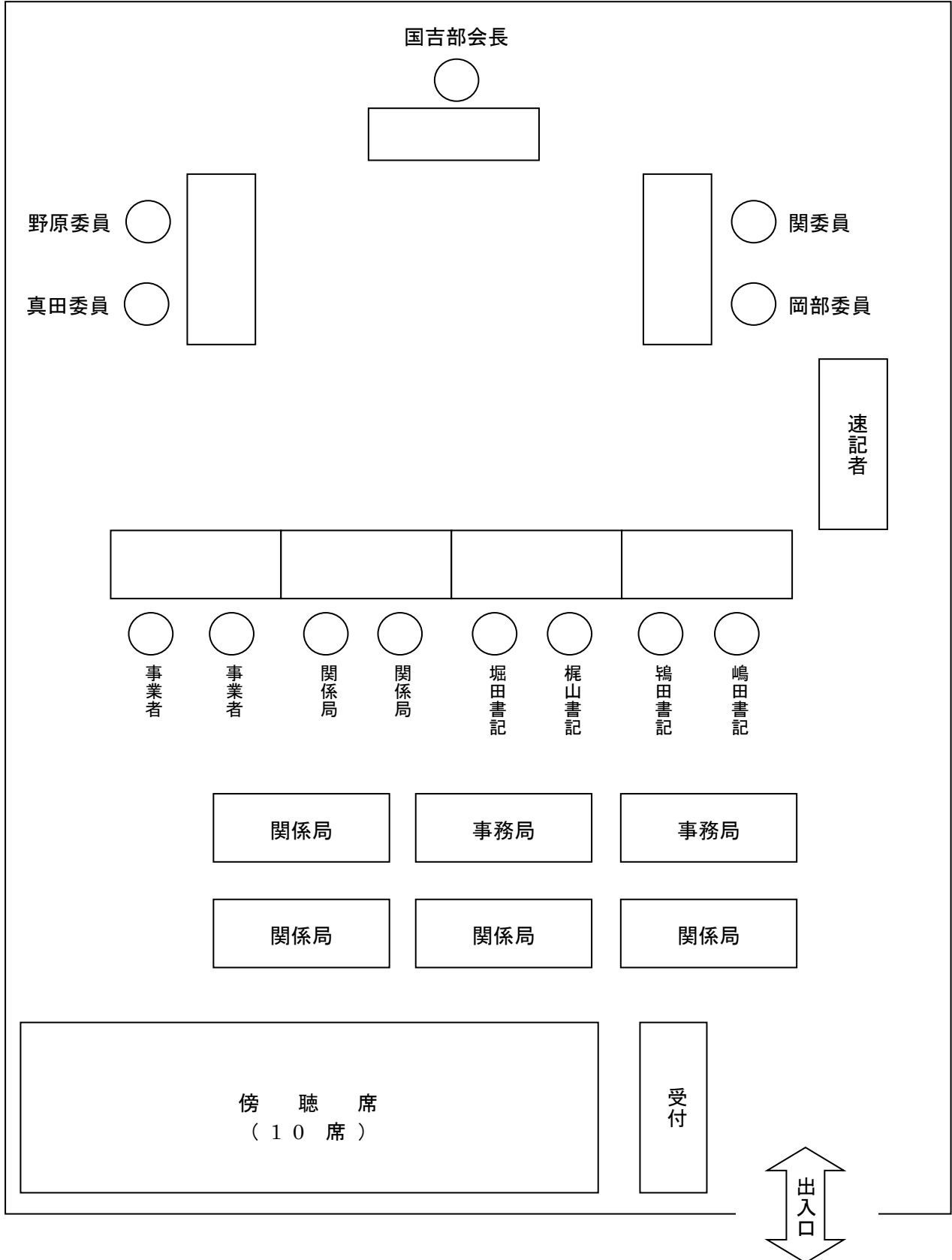
関係局	光田 麻乃	都市整備局企画部企画課担当課長
"	松中 渉	都市整備局企画部企画課担当係長

書記	堀田 和宏	都市整備局企画部長
"	嶋田 稔	都市整備局地域まちづくり部長
"	梶山 祐実	都市整備局企画部都市デザイン室長
"	鴫田 傑	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

# 【第 52 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 座席表】

日時：令和元年 8 月 5 日（月） 午後 8 時から午後 9 時まで

会場：一般社団法人横浜みなとみらい 21 プレゼンテーションルーム



第51回横浜市都市美対策審議会景観審査部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 連節バスを活用した「高度化バスシステム」について（審議） 議事2 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区日本大通5番2号）（審議） 議事3 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区山下町282番）（報告） 議事4 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい21中央地区都市景観協議地区西区みなとみらい5丁目1番地）（報告） ア みなとみらい21中央地区53街区における景観協議について イ 景観アドバイザー制度の利用について 議事5 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（報告） 議事6 その他
日 時	令和元年6月25日（火）午後1時45分から午後5時04分まで
開催場所	横浜市技能文化会館802大研修室
出席委員	国吉直行、岡部祥司、加茂紀和子、真田純子（議事4より退席）、関 和明、矢澤夏子
欠席委員	野原 卓
出席した書記	堀田和宏（都市整備局企画部長） 嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 鴫田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関係者	<b>【議事1】</b> 関係局：小島健治（交通局自動車本部路線計画課長） 森下周一郎（交通局自動車本部路線計画課担当係長） <b>【議事2】</b> 関係局：菊地健次（都市整備局都心再生部長） 足立哲郎（都市整備局都心再生部都心再生課長） 島田浩和（都市整備局都心再生部都心再生課担当係長） 事業者：NTT都市開発株式会社 設計者：大成建設株式会社 <b>【議事3】</b> 関係局：菊地健次（都市整備局都心再生部長） 足立哲郎（都市整備局都心再生部都心再生課長） 島田浩和（都市整備局都心再生部都心再生課担当係長） 事業者：株式会社大和地所 株式会社スペースバリューホールディングス 設計者：株式会社日企設計 <b>【議事4】</b> 関係局：菊地健次（都市整備局都心再生部長） 遠藤拓也（都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課長） 土師朝子（都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課担当係長） <b>【議事5】</b> 関係局：光田麻乃（都市整備局企画部企画課担当課長） 松中 渉（都市整備局企画部企画課担当係長） 事業者：エムシードゥコー株式会社
開催形態	公開（傍聴者：なし）
決定事項	<b>【議事1】</b> みなとみらい21 新港地区での広告付き上屋の設置可否については、提示された資料では審議できない。横浜市としてみなとみらい21 新港地区をどのようなエリアにしたいのかという展望も含め、条件を整理した上で再度付議する。 <b>【議事2】</b>

	<p>高層部における圧迫感を軽減するための手法について、引き続き協議すること。</p> <p>【議事3】 報告内容について了承するが、出た意見をふまえて、引き続き協議を進めること。</p> <p>【議事4】 都市景観アドバイザーとして国吉委員を選任することに異論なし。今後、都市景観協議の進捗に応じて景観審査部に付議すること。</p> <p>【議事5】 本事業における静止画デジタル広告の活用について、整備の方針は理解した。静止画デジタル広告が景観に与える影響や、異なるタイプの広告付案内サインが併存することに対しては、景観審査部会による現地確認も行いながら、検討を進めること。</p>
議 事	<p>議事1 連節バスを活用した「高度化バスシステム」について（審議）</p> <p>資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。</p> <p>（国吉部会長） ありがとうございました。</p> <p>（鍋田書記） 欠席されている野原委員からあらかじめ意見等が届いております。議事1につきましては4点ほどご意見をいただいております。1つ目が、「高度化バスシステムのバス停上屋」のみの単体で議論するのではなく、これまで設置されている広告付きバス停上屋の状況や、これまで議論してきた「広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業」も含めて一体的に考えた時に、これからの都心臨海部エリアの広告についてどのようにするべきなのかも含めて、トータルな議論の中で判断していただきたい。2点目、特に、今回、ただし書きの適用ということであるが、どのような具体的な「ただし」なのか。バス停上屋であれば、すべていいということなのか？あるいは、デザイン審査があればいいということなのか。そうでないとするば、どのような場合はよいということなのかをより具体的にしてほしい。3点目、「車両との統一感」と書かれているが、他のバス停上屋や他のエリア内の付属物等との「トータルデザイン」について検討し、エリア全体の一体性についても検討していただきたい。4点目、上屋の上にさらに個別に高度化バスシステムのサインが出ているデザインのように見えるが、このように、後から付け足す「足し算のデザイン」ではなく、これまでの「トータルデザイン」の工夫も鑑みて、これまでのデザインの中にサインもうまく組み込むような工夫をしてほしい。以上でございます。</p> <p>（国吉部会長） 欠席の野原委員からの意見でございました。この新港地区のバス停につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように景観計画で第三者広告の制限がされている場所ですが、ただし書きにおいて2つの項目があります。そのうちの「表示面積の合計が5平米以下、かつ、上端の高さが5メートル以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合」という、これに沿って許可できるのではないかとということと、案件にかかっております。一方、事業として、新しいこのバスシステムを効率的に認知してもらうということと、来街者の利便性を図るために上屋を設けたいということと両面あると思いますし、また、それを運営する上で、一定の広告費によって運営する広告付きバス停システムを、ただし書きで書かれているような地区の魅力に貢献する範囲での工夫ということで提案しているということでございます。野原委員からのご意見がありましたが、質問も含めて委員の皆様からご意見がありましたら伺えればと思います。加茂委員さん。</p> <p>（加茂委員） 2つほどあります。まずは1つ質問なのですが、最初の整備イメージのパスと、先ほどご説明いただいた図4、図5について、パスが間違っていないですか。見え方が違っているのではないのでしょうか。多分、車道側に柱が来るのではと思います。</p> <p>（路線計画課） 新港ふ頭につきましては省スペース型でもなかなか歩道幅がとれないということで、あえて逆向きに上屋を建て、歩道の有効幅員を図ってこうということ、かなり特殊ではあるのですが、逆向きの建ち方になっております。以上です。</p> <p>（加茂委員）</p>

そういうことなのですね。わかりました。ここのふ頭については普通の路線バスはとまらないということなのでしょうか。ここは、新しい高度化バスシステムのバスだけがとまるということですか。

(路線計画課)

今現在はそのように考えております。また今後、街の成熟度などにあわせて路線の再編もあろうかと思いますが、まずは連節バスを活用した高度化バスということでございます。

(加茂委員)

バス停は使う側から見ると、ここがどういうバスがとまってくるのか、ものすごく混乱する状態になると思うのです。市営バスがとまるのかと思って待っていたら違っていたとか、よく見ないとわからないというのがまず一つあると思いました。あと、屋根がついているのとついていないのをどういうふうに決めているのかというのも、例えば今のお話だと、歩道がすごく狭いような場所なのになぜここが上屋付きのバス停になるのかとか、逆に、ないところはどこかというところがわかりづらいと思いました。

あと、デザイン的には、専用標柱イメージがこの高度化バスシステムの一つのイメージだとすると、とにかくわかりやすさというものがすごく重要なのではないかなと思うので、ここはここ、あそこはあそこみたいにばらばらすると混乱してしまうかなというのが意見としてはあります。以上です。

(国吉部会長)

加茂委員さんからの質問プラスご意見でございましたけれども、事務局から答えることがありましたら答えてください。

(路線計画課)

全体的に統一感を持たせるということで進めてはおりまして、歩道幅員の関係と、例えば山下公園や大さん橋にも停留所があるのですが、そちらにはイチョウ並木がありまして長い上屋をつけるということはなかなかできないとか、場所によって制約がございます。そういった中でもなるべく統一的にということで、先ほどお話しいただいた標柱と、全く同じではないのですが、デザインの統一性を重視したり、この2つの波をイメージしたロゴなのですけれども、こういうものをあしらって、連節バスがとまるということをわかりやすくしたりということで行っているところでございます。

(国吉部会長)

今の説明について、デザイン室等何かご意見はありますか。ほかの通常のバス停でも、屋根のあるタイプとないタイプをどういうふうに組み合わせているのかなどということを含めて。

(都市デザイン室)

基本的には屋根をつける方向での整備ですが、やはりやむを得ず、諸所の事情によって物理的に設置できないですとか、そういった箇所についてはやむなく標柱を設置します。今回のロゴマーク、2つの波はベイサイドブルーのBや2つの連節バスをイメージしていますが、それがほかの、例えば地図ですとかバスマップですとか、いろいろなところで使われている中で、視認性があるということで、同じバス停の停留所であるということを確認していただけたらと思っております。

(国吉部会長)

まだ、ちょっと整理する必要があるかと思えます。他の委員の方からもご意見等ありましたら、聞いてみたいと思えます。矢澤委員さん。

(矢澤委員)

細かくて申しわけないのですが、これは基本的には制限を解く場合の審査なので、刑法規範とかでいくと、例外に当たるかどうかというのはかなり厳格に判断するというのが法律の世界では常識なのです。このただし書きというところは、景観計画54ページ第5（屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）柱書の「ただし」を指すのか、それとも屋外広告物共通の（1）のAの部分、「表示面積の合計が5平米以下、かつ」と書いてある（1）の「ただし」を指すのかというのがかなりあやふやで、ぼやっとした議論になっていて、私としてはとても違和感があるのです。これは「1 屋外広告物共通」の（1）のAの例外に当たるということで制限を解くという理解なのか、それとも全体にあるように、「ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りではない。」という、このただしを指すのかというのが、ちょっとぼやっとしていてわからないのです。（1）のAの例外に当たるということで審査しているという趣旨でよろしいのでしょうか。

(真田委員)

私も先ほどから、それがどこのただし書きのことを指しているのかというのが気になってずっと読

んでいたのですが、この第5のところの話で言うと、恐らく屋外広告物は自己用広告物のみが基本的には大丈夫で、そうではない、今回出そうとしているようなものはだめだけれども、それは柱書のところにあるようなただし書きでオーケーとなればオーケーということなのかなと思いました。今回書いてある収入のための広告物のほうは、バス停の表示については（１）のアのただし書きが認められるという、今回のバス停には恐らく２つのただし書きが適用されるのかなと理解したのですが、そうであれば、バス停の上に飛び出ている部分の高さも含めた数字を出していただかないと、このただし書きが認められるかどうかという判断がつかないと思います。それもあわせて答えていただければと思います。

（国吉部会長）

私は（１）のＡと理解していたのですが、事務局から説明ください。どちらですか。

（梶山書記）

ただし書きにつきましては、（１）のＡのただし書きという形で読んでいるということです。

（国吉部会長）

もちろん、高さは５メートル以下ですよ。これはカバーしているという理解をしていたのですが、数値をちゃんと書いてくださいということでしたけれども、高さは幾らですか。

（路線計画課）

一番上の青いところまでで高さは３．１メートルになります。

（国吉部会長）

それから、表示面積は。

（路線計画課）

１面当たり１．９８平米になりますので、２面まででしたら大丈夫ということでございます。

（国吉部会長）

わかりました。今後、こういう審査をする場合は、数値等はちゃんと書いてください。

この件に関しては、どの点のただし書きから語っているのかということの説明を、理解を深めていただいたわけですが、ほかにご意見はありますか。どうぞ。

（真田委員）

先ほど、広告も含めて（１）のＡとおっしゃられたのですが、広告を案内・誘導サインと読むのは少し無理があるのではないかとはいえます。

（鵜田書記）

事務局からですが、以前、広告付き案内サインを議論していただいたときも同じただし書きを使わせていただいた際、広告も含めて案内・誘導サインと読んだという経過がございます。

（国吉部会長）

それは、私も多分関与したのだと思うのですが、それについて、過去は別として読めないのではないかと指摘に対してはどうですか。

（鵜田書記）

バス停そのもの、あるいはバス停に付随したサインについては、遠くから見てここがバス停であるということを示すという点で、案内・誘導サインの役割を果たすと考えています。また、それに付随する広告につきましては、このバス停上屋を維持するために必須であり、一体のものと考えております。その考え方については、以前、広告付き案内サインを審議したときと同じでございます。

（国吉部会長）

このただし書きは広告物自体を制限しているのを緩和するというので、この表現の仕方がまずいのかなという感じです。つまり、サインと連携してついている広告物についてはとか、そういうことなのではないかなと。サインとかそういうものは公的施設ですから、通常、屋外広告物でなくても道路サインなどは設置しているわけですよ。そういうものと連携して、広告を緩和するのですけれども、Ａの部分に広告と書いていないではないかという、その辺を変に感じたのかなという感じですよ。真田委員さん、どうぞ。

（真田委員）

維持管理のためにつけるというのは、もう景観の話とはずれているので、それで一体とみなせるとするのは景観の審議をしている場面では理由としては弱いと思います。

もう一つ同時に説明の中に入れられた、今までのバスの上屋でもそういうふうにしたという話であれば、わざわざ今回また審議会にかける必要はないと思います。前例でいくという話であればわざわざ議題にする必要はなくて、議題にするのであれば、今の委員でちゃんと議論するという体制をとっ

ていただきたいと思います。

(国吉部会長)

とはいっても、新しい施設になっていきますので、まずはそれがこの地区の景観を壊さない内容になっているかどうかという部分。ですから、前例でこうなっていますとは言いつつも、かつ新しい、これまでと違うバス停になってきていますので、その部分がこの地区の景観を壊していないかどうかということ。ここに書いてある、魅力的な景観形成に寄与するような工夫があるかどうかということ、審査してほしいということだったのだと思います。そういう意味でこのデザインで、新港地区に1つつくるわけですけれども、ここに著しく景観を害しているかどうかというような視点で見た場合にいかがかということでございます。関先生、いかがですか。

(関委員)

まだ、私自身の意見は完全に整理されていないのですが、最初の野原委員の指摘の中のエリア全体の一体性とか、足し算のデザインがいかがなものなのかという話。それからもうちょっと根本的に、条文を読んだときに、ただし書きというのは何を指すのかという話。それから、もう一つ、バス停というのは、設ける場合にはどこがバス停なのか、何がとまるのかという最低限のサインは必要ですが、それにプラス広告をつける、それは上屋タイプにするときにその維持で必要だという話ですけれども、ちょっといろいろな議論の項目が一緒になってしまっているのです。今、1つだけ質問させていただくとすると、新港ふ頭につけるといふ、これが個別の案件になっていますけれども、ここにあって上屋付き、当然維持のために広告がつく、というものを置かなければいけない必然性というのがわからないのです。置けないところは標柱のみということで、最低限、標柱でもいいと思うのです。それが、この上屋付きの省スペースタイプを、車道側と歩道側を反転してという、いろいろな操作という工夫をしながらあえて置いている。その理由というのが私の質問です。その質問だけお願いします。

(路線計画課)

まず、広告付きといいますが、上屋を今回は基本的には全部つけたかったのです。やはり、夏暑く、雨が降ったりもしますので、そういうときにお客様に快適にお待ちいただくというのは必要だと考えています。特に、高度化バスシステムということで、便利に使っていただきたいという思いから全ての場所につけたい。それが大前提です。その中でもやはり物理的にどうしても無理なところは標柱にしていますが、今回標柱とさせていただいたところも、できれば上屋をつけたかったということで、思いとしては全てにつけたいと。かなわないところもありましたが、いろいろな工夫をしてなるべくつけたい。そういうことでございます。

(国吉部会長)

見た目の景観と、市民の利便性みたいなものと、多分山下公園の前は幾つもいろいろなバスが来ているので、ここをバスが通るといふことは認識していると思うのです。でも、新港のここはなかなか人が行かないところですから、そういう意味で視認性を高めるという意味でも大事だと考えたのではないかと私は推測しているのです。極端にそれが景観を壊しているということにならないのであれば、やはりそちらの利便性も大事にすべきではないかということを考えます。ちょっと、真田委員さんの先ほどのご指摘もあつたりして、本当にアの読み方が正しかったのかどうかということもあるのですが、全体としてこの街にこれをつけて、一定の景観も維持しながら利便性も高めてくるという趣旨で、これを認めるべきかどうかということやっていきたい。そうすべきではないかなと思います。

岡部委員さん、何かありますか。

(岡部委員)

2つ教えてください。景観計画に書かれている(1)のアのところですが、「新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合」とあって、新港地区の魅力的な景観形成という言葉は、どういう意味でこれが成立していると解釈をされているのかということがお聞きしたい点です。

それと、もう1点です。この場所は狭くて、先ほどのデザインの話と、どのただし書きみたいな話を整理したときに、広告を外すということが物理的に難しい理由があるのでしょうか。例えば、広告は全体でとるので、ここにあるないみたいな話というよりは、広告収入としてどういうとり方をすることが前提なのかによって、この場所にいる・いらぬという判断もあるかなという気がしたので、その2点について教えていただければと思います。

(梶山書記)

まず、新港地区にふさわしい魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めたものというところがございまして、新港地区で広告物を制限している内容としましては、新港地区にふさわしい秩序ある広



告景観を形成するということがあります。例えば新港地区で守っている景観計画で、歴史的建造物ですとか、ゆとりのある歩行者空間の形成ですとか、低層部の街のにぎわいですとか、そういった項目に関して、広告については特に支障がないということを判断しているという前提で、今回問題がないだろうということ判断しております。

あともう一つが、もともと連節バスの広告付きバス停上屋につきましては、民間活力を活用しまして利便性や心地よい環境を整備するということを目的に、景観上支障がないということ前提でこういった上屋を設置しているところがございますが、やはり事業を実施していく上で適切な維持管理ですとか、そういったことを行っていく上ではある程度広告収入が必要というところがあります。先ほどの考え方でいきますと、上屋の設置は安全性ですとかそういったこともありますし、その部分に関して、基本できるところは、景観上問題なければ広告を設置していきたいという考えがございます。なので、広告を設置した上で何か問題があれば、そこは排除していただくということを前提で協議をしてみました。この部分につきましては、広告を設置した上でも景観上の配慮ができていくということで、今、広告を入れた形で設置案を出させていただいております。

(国吉部会長)

よろしいでしょうか。私から質問なのですが、加茂委員さんからの質問で、通常と逆向きになっているのではないかと。路線計画課としては、歩道幅員が狭いので逆向きにしたというのですが、逆向きにすれば歩行空間に余裕がとれるというのがちょっとわからない。幅員は同じですから。むしろ、公園サイドに新港パークがあるわけですからそこに工夫をいたくなりして、そこだけ少し広げるとか、そういった工夫とか。通常の方向のほうがかえって歩きやすいのではないかなという感じもするので、その辺はどうなのかというのを再度お聞きします。

(路線計画課)

すみません。1点、訂正させてください。私は歩道幅員と勘違いしていたのですが、実は道路と公園との境目になっていまして、パーク内に建てないどうしても法的にもクリアできないなどいろいろな問題があって、検討した結果、公園のほうに建てるということで、そのためには逆向きにしなればなりませんでした。

(都市交通課)

都市交通課です。今回審議しているカップヌードルパークの前の道路ですが、ここは、道路から2メートル以内には壁面をつくれないう制約が地区計画の中にありますので、道路から離さなければいけないという形になります。道路から離すとしたら、向きを逆にしないと利用者の方がわかりづらいだろうという話なので、逆向きにしているというところです。

(国吉部会長)

わかりました。そうすると、柱は道路内には立っていないのですね。

(都市交通課)

壁は立っていないです。

(国吉部会長)

壁は立っていないのですね。もっとバックしてしまったわけですね。

(都市交通課)

そうです。

(国吉部会長)

だから、実質そのところは新港パーク側に歩行空間がちょっと広がっているということですか。柱だけが入っているのですか。とにかく、道路内にはこの壁型は建てられない。

(都市交通課)

歩道空間もカップヌードルパーク内に少し広げております。

(国吉部会長)

その説明があればわかります。加茂委員さん、わかりましたか。

結局、現状では壁型のものは建てられないと。どうしてもそれをつけるというために、新港パーク側をちょっとバックして、そこに柱を立てたということよろしいですね。

(都市交通課)

そうです。市内でもそういった逆向きの事例がありますので。

(国吉部会長)

わかりました。実質はこちらに建っても同じ、それはそういう地区計画で建てられないということになっているわけですね。これは道路占用許可の問題からしているのですか。それとも地区計画で書

いてあるのですか。どちらですか。

(都市交通課)

地区計画です。

(国吉部会長)

地区計画で書いてあるのですか。どこに書いてあるのですか。

(加茂委員)

歩道から2メートル以内。道路内には建物の柱とかは立ててはいけません。

(都市交通課)

道路境界から2メートルの範囲内に壁面をつくってはいけないという。

(国吉部会長)

わかりました。

(真田委員)

道路というのは車道のことですか。歩道も含めて。

(都市交通課)

歩道も含めた道路です。道路敷と民地の境目のところから2メートルの範囲内に壁をつくってはいけないというのが地区計画で定められているので、それを守るためには歩車道境界から離して、なおかつ、逆にしないと壁面が官民境界から2メートルの範囲に入ってきてしまうので、離して逆側にしている。

(国吉部会長)

その場合は、壁面後退した場合の緩和はないわけですね。一定の道路並みの幅員が得られるような緩和をした場合には立てられるという、そういう項目はないわけですね。

(都市交通課)

そのような緩和の基準はないです。

(国吉部会長)

わかりました。ですから、実質、その歩行空間が通常求める2.5メートルを確保するとか、そういうのはありますが、それを確保できるような状態をつくった場合は、通常どおりに歩車道の境界に立ててもいいのではないかなと思うのですけれども、それは地区計画上緩和ができないと書いてあるのでできないという説明があったわけですね。とりあえず、そうであればしょうがないと思うのですが、その辺は精査しておいてください。

(加茂委員)

景観とは全然関係ない状態になるかもしれないのですが、例えばここは標柱だけは立てられるわけですか。この歩道の中に、標柱であれば立てられるのでしょうか。

(国吉部会長)

どの場合ですか。

(加茂委員)

新港ふ頭のところは、壁は立ててはいけないけれども、柱は立ててもいいという意味なのですか。すごくこれ、無理やりなデザインなのかなという気がしてきています。上の屋根の部分にぽこっと何か出ていたり。ここだけがこのエリアの中で特別なデザインになっているということですか。ほかのみんなこういう状態なのですか。

(国吉部会長)

これは図5のタイプではないですか。

(加茂委員)

図5のタイプなのですが、ほかの広告付き上屋、パシフィコ横浜とか20街区とか高島中央公園というのは、地区が制限とかないところだと思うのですけれども、その場合は図5のようなイメージがそのまま建つという状態ですか。

(都市デザイン室)

2ページの左側に、バス停留所の設置箇所があります。標準型というものが図4になりまして、省スペース型と書いてあるものが図5。新港ふ頭に関しましては省スペース型になります。物理的な条件から壁がどちらに向くかというのは、既存のバス停上屋も、道路境界にあたり反対側にあたり、パターンはいろいろございます。なので、その範囲内で基本的なパーツとしての標準型と省スペース型、今回は2パターンですが、これを基本として、設置する場所の条件に合わせて設置する方法をその場所ごとにアレンジしていくということがあります。それは、既存のバス停上屋もそのような

運用をしています。

(国吉部会長)

わかりました。

(加茂委員)

具体的にはバスはどこにとまることになるのですか。標柱があればバスというのはそこに向かってぴたっととまると思うのですが、そこから2メートル離れたような場所で待っていて、そこまで出ていくというようなことなのですか。では、バスに乗るときに雨が降っていたら、一旦傘を差さないとそこまで行けないということですか。

(路線計画課)

確かに、少し間があいてしまうので、傘を一瞬さしてもらおうということはあるかもしれません。

(国吉部会長)

いずれにしても、歩車道の境界に来ていると雨露もしのぎやすいということですが、それがたとえ壁面後退をしても地区計画上不可能ということであれば、それはしょうがないのかなと思うのです。再度、精査してください。

(加茂委員)

難しいところに、何でわざわざ屋根付きにしなければいけないのかなど。標柱だけのところもあるのに、ここを無理矢理屋根付きにしている理由というのがさっぱりわからないというか、やはり広告を出したいのかなど。

(国吉部会長)

いえ、広告ではなくて、やはり屋根付きをできるだけ出したい。

(加茂委員)

でも、物理的にそんなに無理矢理になるならやらなくてもいいのに、やっているというところがわからないし、景観的にもそういうものはなかったらいいのかもしれないしという、ちょっとそこがわからない。

(路線計画課)

そうですね。視認性もそうなのですが、やはり利便性、お客様に便利に使っていただくということを、今回特に高度化バスシステムということで目指しておりますので、何とかつくれるところはつくりたいという。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、そういう思いでっておりますので、お客様のためということでございます。

(都市デザイン室)

例えば、赤レンガ倉庫付近にも置きたいというお話をいただいていたのですが、そこは赤レンガ倉庫への通景空間が指定されているところでしたので、そこは景観上の影響が大きいということでご遠慮いただきました。利便性という意味では、基本、全部の屋根をつけたいというお話をいただいていたのですが、景観上ご遠慮いただいているところというのものもあるということはつけ加えさせていただきます。

(国吉部会長)

路線計画課としてはもっとつけたかったのを、これでも抑えておりますという説明で、それは説明になるかどうかわかりませんが、そういう趣旨でございます。この議論については、だから決定的にだめだ、その論理はおかしい、とは言えないと私も思います。どうでしょうか。まだ決定的にだめだということでしょうか。

(真田委員)

先ほどの岡部委員の指摘で、「新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合」とか、「景観形成に支障がないと市長が認めた場合」という言葉がただし書きに入っているので、この景観形成とは何なのかということが重要になってくると思うのです。景観計画49ページの、新港地区の景観の形成に関する方針のところ、先ほど出てきた赤レンガ倉庫への見通しとか、そういうのも入っているのですが、それとはまた別で、Ⅲの「島」としての個性の演出」というのがあります。恐らくこの場所では、海が見えるとか、Ⅰの「海に向かってゆとりを持ち」とかいうところもあると思うのです。そうすると、ここに整備前、整備後と書いて、1ページのところに写真を入れていただいているのですが、ちょうど海が見えるところがふさがっているような図になってしまっていて、本当にここでよかったのかということが少し疑問にあります。その奥のほうに木が密集しているところがあるので、そこではだめだったのかなというようなこともありますので、先ほどのただし書きがどのただし書きを指しているのかわからないとか、数値がないとか、魅力的な景観がここは何で、それ

に対してどういう配慮をしているとか、全然資料として条件が整っていないというか、審議する材料がないまま審議会にかけられているような気がします。もうちょっとちゃんとやってほしいというのが要望です。今回、この位置についてはどのようにお考えなのか、少し教えていただければと思います。

(国吉部会長)

いずれにしても、この新港地区全体と新港パーク、それからカップヌードルミュージアムのあたりの景観がどうなって、どういうふうに育てようとなっているのか。このほかにも、別の新しいターミナルができて、プロムナード空間が奥のほうにできて、この地区の景観がどういうふうになるかとしているのかとか。現状だとただバス停をつくりますということの説明になっているので、委員としても全体としてはこの条文に沿った理解を得にくいということで、これで無理矢理説明するのはちょっと資料不足ではないかということなので、今の質問にただ答えても、多分まだまだ次から次へと出てくると思います。私はよく知っているのですが、ほかの委員さんは全く初めてなので、ですから今後、これをつくるとともに、この地区をどういうふう整備していくのか、その辺の見通しみたいなものについて、全体を見る港湾局や都市デザイン室に、説明をしてもらったほうがいいかなと思います。例えば、光などはどうなのかとか。赤レンガのところはやめてもらったということですが、このあたりはなぜ支障がないのかとかいう説明も、各委員は納得いかないということなのかもしれないなと私は解釈しております。説明すればするほど、そこがまた課題になってくるといいますか。そういうことで、これと同時にこのあたりをどういうふう整備していくのかというのは、どこの局かわかりませんが説明いただけませんか。デザイン室長がいいですかね。

(梶山書記)

先ほどの49ページに書いてあるような景観計画の方針といったところを、引き続き守っていきたいと考えております。一つ一つ見ると、例えば先ほど言った、港に向かっての景観が少し遮られてしまったりですとか、そういったこともあるのですが、こちらの事業自体がバスを使っていた方に快適に待っていただいたりですとか、そういったところも景観上としては必要だと考えておりますので、利便性ですとか快適性とここで言っている景観の方針を、双方に合わせてどういったところがいいかという落としどころを探っているというところはございます。先ほどのような、例えば赤レンガ倉庫への見通し景観軸については、やはり最大限配慮していく必要があると思っておりますが、港への景観が全くもって見えなくなってしまうというのはまずいと思うのですけれども、新しい客船ターミナルができるエリアの近くに設置するというのもございますので、利便性を考慮した配置ですとか、そういったことも総合的に判断しています。もちろん景観計画に少しここに抵触する部分がありますが、逆に利便性ですとかにぎわい性ですとか、そういったところでよくなっていくところもあるということで、総合的に判断した上で、今の設置位置を、提案させていただいているというものになります。

(国吉部会長)

新港地区の景観ビジョン、景観計画やそれ以前のガイドラインをつくったときと、今は状況が変わってきていると思うのです。当時は新港パークの将来については余りイメージがなかったのですが、新しく客船ターミナルが出てきていまして、当初単なる緑地をつくっただけだったパークから、そこに中央地区へ行く歩行者の動線も右側にできて、変わってきているわけです。その辺も盛り込んだ全体の新港地区の成長の方向性や、ガイドラインといいますか、そういったものを、今回ではなくて別の機会でもいいのですが、提示してもらって、最終的に決定していなくても構想みたいなものでいいです、そういうものとあわせて説明していくというのが重要ではないかなと思います。そうでないと、この写真だけで判断しろといってもなかなか難しいという感じがありますので、その辺をぜひ留意してもらいたいと思います。

そういうことで、ちょっと説明不足のがあり、その辺の課題を担ってもらいながら、場合によっては別の機会に委員の代表何人かで現地も見に行ってもいいかなと思いますけれども、そんなことで進めてはどうかと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。どうぞ。

(関委員)

資料不足というか検討不足みたいな、例えば平面図も立面図も入ったものがないので、どこに置かれるかというのは1枚の写真しかありませんでしたよね。これ、待っている人は上屋の裏側は見えないですよ。裏側は公園側から見えるわけですよ。裏側にも広告が入るのかな。真っ白ということはないのではないかなと思うのですが、そうするとやはり公園側からの景観は当然いると思いますし、以前審議した広告付案内サインに関しては、いろいろなアングルから検討されたと記憶しているの

で、最低限そういうビジュアル、CGでも結構ですけれども、景観をチェックできるものを。それからやはりこれが景観に寄与するという、新港ふ頭にプラスなのは何なのか。利便性、にぎわい性というのは、それは今までなかったものができれば、それは当然あってしかるべきなのですから、これがプラスの魅力だというのは、背景にある新港ふ頭の景観ビジョンから説き起こしていただくことが必要かなと思います。ぜひ、そういう補足は必ずお願いしたいなと思います。

(国吉部会長)

時間が相当過ぎてしまいましたので、これで終わりにしたいと思いますが、これは審議不足という感じがいたします。ですので、今、私が申し上げたことも含めて、この新港パークの中を横切つて来られるとか、新港パークがもっと性格が変わってくると思うので、そういったときにこの向きで本当にいいのかということもあるかと思っておりますので、できればその辺の再検討の可能性、それは地区計画は無理ということはあるのですけれども、実質それで本当にいいのかどうか、そういうことも含めて検討して、持ち越したいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(国吉部会長)

では、この件は再度審議させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、次の議題に参りたいと思っております。

(鵜田書記)

ありがとうございました。部会長が言われたとおり、審議するのに材料が足りないということで、材料を持ってまた審議させていただきたいと思っております。

## 議事2 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区日本大通5番2号）（審議）

資料を用いて、事務局、関係局及び設計者から説明を行った。

(国吉部会長)

ありがとうございました。かなり長期にわたって議論してきた案がなくなってびっくりしてしまいましたが、ホテルになるのは街区の方向性からするといいとは思いますが。ただ、景観といいますか、外観がまたがらっと変わってきておりますので、その辺の議論はきちんとしなければだめかと思っております。低層部は割とこれまでの議論のコンセプトを引き継いでいると思うのですが、高層部についてはいろいろな評価があるかと思っております。1階回りについては用途がシンプルになりましたので、全体としてわかりやすくなっているというか、そういう点はあると思っております。

時間が無いのですが、特に私は高層部のほうのデザインがどうかというのが一番気になるのですが、野原委員のご意見もあるのですが、一通り、全般でもいいのですけれども、特に中高層部についてはどうかということで、ご意見を賜ればと思います。どうでしょうか。地域の歴史に詳しい関先生。

(関委員)

がらっと変わったのでびっくりしているのですが、底をほぼ四周に回っていて、それは水平ラインの強調ということなのですから、随分クラシックというか、言葉がうまく選べませんけれども、こういうデザインというのはこの界限でなかなかないですね。ちょっと違いますが、シルクセンターのかつてホテル部分だったところなどは何となく、でも、結構ガラス面が多かったのですが。これが、関内エリアの過去から現在に至るいろいろな建物の中であえて選ばれたという、もうちょっと積極的な理由を伺わせていただければと思います。余りポイントを射た質問ではないのですが、設計者のお立場からもうちょっとこのデザインの積極的な景観への寄与みたいところを聞かせていただければと思います。

(大成建設株式会社)

こちらのデザインに行き着くまでに、私たちもかなりこの界限を歩いて回りました。そのときに写真も撮りながら、仲間と一緒にいろいろ意見を交わしました。その中で、比較的水平的なデザインをモチーフにしている建物、歴史的建造物も含めてなのですが、そういうものが見受けられるのではないかと読み取ったことと、今まさにありましたけれども、シルクセンターも近くにご覧になって、そういった構成も一つ参考にはさせていただいております。あとは、関内そのものが業務エリアというこ

ともあって、事務所ビルなども比較的多く存在しますが、その横長の窓ですとか、そういったこともいろいろ総合的に判断させていただいた上で、水平方向のデザインの方向性というのは早くからありました。なおかつ、窓がそのまま露出していきますと、ばらばらとした窓のデザインが壁面から露出するような形になりまして、一方で、歴史建造物に対しての背景というような考えが我々サイドの中にあつたときに、外被に共通のものをまとわせることによって落ちついたファサードになるのではないかと考えたことで、このデザインに行き着いたということがございます。

(国吉部会長)

加茂委員さん、いかがですか。

(加茂委員)

やはりずっと審議していると昔の設計になじみがあって、ちょっと複雑な気持ちなのですが。上部のほうの材料は塗装ですか。

(大成建設株式会社)

低層部とは非常にギャップのあるデザイン方向性を考えています。低層部はかなり風合いのあるタイルです。一方で、はみ出している庇の部分はコンクリートでつくりますが、その部分の裏面は吹きつけ材で考えています。壁面は吹きつけタイル塗装の、かなり風合いあるものですが、本日、サンプルをお持ちしています。

(加茂委員)

わかりました。この水平のデザインということで、分割したり陰影をつけたりということで苦労されているのだと思うのです。ただ、エレベーター機械室が飛び出ている部分だとか、屋外階段のルーバーだとか、異質な部分はまだ出ているのではないかと思います。11ページあたりのパースなのですが、なかなか難しいところではあると思うのですが、下のかかなり重厚な部分から、上が軽やかなものになっていくというのは理解できたとしても、アルミという全然違う素材が入ってきて、そここのところに違和感があって、ここはきっと消化できていない部分だなと思っています。

あとは、港のほう、海のほうに多分開けていく、そういうホテルだと思うのです。これは当然ながらしょうがないのですが、そちらのほうも特に見えることはないのだろうなと思いつつながら、例えば駐車場のボリュームのところは壁面になっているというような、そここのところの外壁の見え方に対して、しょうがない部分はしょうがないと思うのですが、何かトータルでくるむとかという、そここのところの統一性というのがもう少し付加されるといいのかなと思いました。

方針的には、下の部分が重厚なユーラシア会館のところと近似するというのはすごく理解できるし、多分前のときはインナーバルコニー問題が一番だったので、そういう機械設備とかをどういふふうに見せないでいくかというのはすごく重要なポイントなのですが、今はそこがルーバーで隠すというような答えになっているのが、もうちょっとできるところなのかなと感じました。

それから窓なのですが、これはホテルの各室の、例えば両サイドに開き窓があるということですか。

(大成建設株式会社)

具体的な数字を言ってしまうと、低層部の窓はポツ窓になっていますけれども、その窓がおおむね1.5メートル角で、これはホテルとしては大きめです。そちらの窓がそのままの大きさでぐるりと90度回転しまして、あいたり閉まったりするという形です。基本的には10センチぐらいあいたところでストッパーをかけるのですが、どうしてもメンテナンスで清掃などもありますので、そういったときはぐるりと90度回ります。

(加茂委員)

普通、お客さんはあけないというような。

(大成建設株式会社)

お客様は恐らくほとんどあけることはないかと思います。

(加茂委員)

ホテルなので、バルコニーは出なくてもいいというところのファサードデザインになってくると思うのですが、最初に見たときに、私、勘違いして、逆に全部マンションになってしまったのかなと思ったのです。そのぐらい分節というか、普通に窓があいているというか、そういう状態なので、ホテルだったらもう少し抽象化したような窓デザインもあるのかなと思いました。以上です。

(国吉部会長)

どうもありがとうございます。私の感じをちょっと申しますと、やはりこの地区では地域の歴史をできるだけキープしていくということはあるのですが、低層部においては地区の街並みとの連続性を

重視しつつ、高層部においてはむしろ対比的に軽やかに、変にいろいろな歴史を持ち込まないという感じがあります。低層部のほうはユーラシア文化館や旧市外電話局の景観と合わせているけれども、高層部のほうは、むしろ少し軽やかに対比的にやっていくというのがこの地区でやってきたスタイルで多いのですが、この庇がちょっと重たいのではないかと思います。コンクリートでしっかりつくられていて、和の雰囲気を感じます。シルクセンターの上部とは相当違うという感じがあって、その辺の重さが出ているのではないかと感じます。同じ庇をつくるのでも、もう少しさらっと、これは例えがいいかわからないのですが、目の前にワシントンホテルがあるのですけれども、あそこの庇は軽やかなシルバーのものがついていて、庇が連続しているというよりも、全体が柔らかい幕で整っているような感じがあるのです。庇をつくるについても、何かそういった少し柔らかい、ソフトな感じでやってもらえないかなという感じはいたしました。その辺、このままのリズムで小刻みな単位にするのかどうかというようなことも含めて、もう少し何か工夫をしてもらえないかという感じがいたしました。ほかの委員さん。どうぞ。

(真田委員)

低層部についてはこの地区の雰囲気に合っていると思うのですが、私もやはり高層部の庇が気になって、いただいた資料の3ページ、写真が並んでいるものを見ると、確かにおっしゃられるように水平基調の建物がこの地区には多いというのはわかるのですけれども、水平は水平でも建物の形はシンプルでそこに水平が入っていると。今回は、庇を一周させたことによって建物の形が全部ギザギザになってしまっているというのが恐らく違和感の一つなのかなと思いますので、ほとんど窓のないほうにまで庇を回す必要はないのではないかと。上から見たときにもう少しシンプルな形で見えるようにして、水平基調になるようなやり方もあったのかなとも思うのですが、そういう案も見たいなど。今回比較案が出てきているわけではないので、それでやってみただけでもだめだったとかいう話なのかもしれないですが、ちょっと建物の形が庇によって変わってしまっているということが気になりましたので、そこをもう少し何とかできるのではないかと思います。

(国吉部会長)

ありがとうございます。岡部委員さん、いかがですか。

(岡部委員)

ありがとうございます。2つです。1つ目は、資料のまとめ方が僕はわかりやすかったので、低層部あるいは色彩計画、高層部などといったところについて、事業者さんの考えていること、今回の変更点、それと横浜市さんがそれに対してどう考えているかということの説明と、一連の流れについてはよく理解できたので、よき方向に行っているのではあるかとは思っています。

僕も同じく、デザインのところでは、本当にこれはいろいろな考え方がおありなので一概には言えませんが、庇のところは少しボリューム感があって、あのエリアはそういう捉え方もできるので、これはいい悪いではなくてどちらが趣味・嗜好に合うかみたいなのところに行ってしまうところもありますけれども、もう少し軽やかなものになればいいなとは思いました。意見です。

(国吉部会長)

矢澤委員さん、いかがですか。

(矢澤委員)

マイクを回していただいたのに特に有益な意見は言えないのですが、幾つか案というか、バージョン1、バージョン2、バージョン3みたいな感じで例をもう少し挙げて、今後もまた議論されればいいのかと思います。以上です。

(国吉部会長)

それでは、欠席委員からの意見は、主なところを紹介してください。

(鍋田書記)

野原委員からの意見は3点ほどありまして、1つ目が、周辺の建築部との関係を考慮し、これと調和するような高層部のあり方を検討していただきたい。周辺のビル群のファサード（どちらかといえば縦勝ちやポツ窓など）も調査した上で判断していただけるといいのではないかと。2点目、特に本町通りと大栈橋通りの交差点であるこの場所は、低層部やグラウンドレベルが重要となる場所である。特に低層部の質感や素材、意匠などに配慮し、高層部はシンプルに整理することが重要だと思われる。各階に設置される庇が分厚く見える。高層部はシンプルに軽く見えるようになることよいかと思われる。ということでした。

(国吉部会長)

どうもありがとうございます。材料もお持ちいただきまして、低層部については現在の都市発展記

念館よりは少しダークで、あちらはツヤありですけれども、こちらはマットなものになっています。高層部の色合いも出ております。ちょっとまだ、本日は全体としての意見を聞いてみたわけですが、ぜひこれで進めようということでもありませんでした。申しわけないのですが、その辺の検討をすべきではないだろうかという気がします。野原委員もそういう感じがしたわけですが、少し庇の有効性とか、どうしても使うのであればもう少し軽やかにできないかですとか、そんなことも含めてご検討いただければと思います。

(都心再生課)

庇の部分は事業者のほうでも何パターンか案を持ってきてはいるので、少しアドバイスをいただけたらと思っていますので、説明をさせていただきます。

(大成建設株式会社)

1つは極端な例としまして、庇を完全に無くしてしまうとどうなるかということを検討してみました。それを見ていただきます。こちらは高層部の庇をやめまして、横長基調の窓は残す形で、スタディーしたものです。やはり低層部が余りにも強力なインパクトといいますか、しっかり感がありますので、それに対して高層部が貧弱といいますか、全体として高級感ということも言えるのかもしれないですけれども、下についてこられないというようなイメージもございます。

それから、こちらは庇を短くしてみたものなのですが、短くしたところで、やはり全体として庇があることの印象というのはそう大きく変わってこないということもあります。あとは庇をつけた場合の、一つはデザイン性と、もう一つは日陰をつくることにより室内を使われる方の快適性を確保したいということもあわせて考えていたこともありまして、恐らく海外からいろいろなお客様が来られたときに、日本には四季がありますので、一年を通じて快適に過ごしていただけるような建物づくりということで、庇がそれに寄与できればと考えますと、短い庇というのは本当にややもすれば飾りというようなことにもなってしまいますので、ある程度デザインと機能が融合したようなものがないのではないかと考えておりました。

そういった中で、こういうスタディーもしてみたのですが、こちらは何が違うかといいますと、高層部の色がまた少し違います。先ほどはよりアイボリーだったのですが、こちらの場合はユーラシア文化館の高層部分に見えている、あちらはタイルが使われていると思うのですが、この色に合わせていったらどう見えるだろうかというものです。これは、先ほどの議論とはちょっとずれた話になってくるかもしれませんが、全体としての調和ということでは、少しなじんでくるのではないかと考えておりました。

いろいろなスタディーを市の方ともさせていただきながら、本日見ていただいたものが一つベターではなかろうかということで、本日に至ったということでございます。

(国吉部会長)

ありがとうございます。もちろん、一番目の案がいいとは思わないのですが、ただ、庇しかないのか、もうちょっとご検討いただけないかなという感じはいたします。委員の方々、いかがですか。

(加茂委員)

私も設計の立場なのでなかなか難しいと思うのですが、これは本町通りに対して分節されているのですけれども、真ん中のへこんだところというのは、これは何になるところなのか。エレベーターホールですか。

(大成建設株式会社)

エレベーターホールの部分になります。

(加茂委員)

そうですね。この水平で切っていくというのは、一つの手としてはあると思うのですが、正直言うと、この庇は多分方向的にもそんなに効果がある庇ではなくて、西日が当たってしまうほうになっているので、そんなに意味合いとしてはないだろうというのがまず1点あります。この分節を生かした何かボリュームなど、スタディーすることでいけるのではないかなと思ったのです。とにかくトータルにぐるりと、1つの何かルールでファサードをつくっていくというのはすごく共感するところではあるのですが、恐らくこの分節を生かした何か、縦方向でいくのか、あるいはその間の窓とそれ以外とか、あるいは両壁のところはふさがれて壁になってもいいような場所だと思ってしまうのですが、そういうとり方もあるのかなとか。すみません、勝手に思っているだけなのですが、そういう方法もあると思いました。

(国吉部会長)

ありがとうございます。余り設計そのものに干渉するのは失礼に当たるのかなと思うのですが、例



えばガラス面が少し多い面を工夫するとか、先ほどどなたかが住宅のように見えるとも言われたりしましたので、その辺を含めてもうちょっとご検討をいただいたほうがありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。少し幾つかの案をご検討いただいて、再提案していただくということで進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(鵜田書記)

ありがとうございました。いろいろな意見をいただきましてありがとうございました。特に高層部についてはいろいろな見え方をする材料をそろえて、また審議していただきたいと思います。ありがとうございました。

(国吉部会長)

よろしく願いいたします。それでは、この議題についてはおしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(鵜田書記)

次の議事に入る前に、関係者の入れかえをさせていただきます。少々お待ちください。

### 議事3 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区山下町282番）（報告）

資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。

(国吉部会長)

ありがとうございました。3つの面での工夫の説明があったわけですが、特に前面の車寄せのところの工夫を、案内人は立てるにしてももう少しわかりやすくしましたということですが、Beforeというのは左側のところがBeforeなのですか。

(都心再生課)

はい。

(国吉部会長)

上もそうですね。

(都心再生課)

上は変更後の図面になります。

(国吉部会長)

ちょっと説明だけではわからなかったのではないかと思いますので、素材はどういうふうに変えたかとか、それをちゃんともうちょっと説明してくれたほうが。

(都心再生課)

前回は、歩道と壁面後退の部分と、さらに車が実際に乗り入れる壁面後退空地という、資料上3つの使い方をしていますが、これを同じような素材にしていました。今回の変更につきましては、歩道と歩道状空地は舗装を一緒にして、こちらは隣のKAATと同じような形にするということで、真ん中のパースがそのイメージになっております。実際に車の乗り入れをする壁面後退空地の舗装は、KAATと同じような白系の舗装などを予定していて、ここは車が乗り入れるということで、もう少し目地の細かいものを予定しており、両者をはっきりと分けるというのが今回の変更内容です。

(国吉部会長)

委員の皆さん、わかりましたか。

(加茂委員)

白い線のかわりにガラスブロックというのはどこのところですか。

(都心再生課)

これがパースで表現が非常にしにくくて、わかりづらくて申しわけございません。平面図上で車寄せのところに白い弧を描いているところがあると思いますが、ここが実際車が入ってくる部分と、歩道として機能する部分に分ける線というところで、実際よくあるのが、白線とかを入れて、ここに車が入ってきますよということになると思います。この一般的には白線を入れるところに、今回はガラスブロックを一つデザインの要素としていますので、ガラスブロックをこの線上に入れることで、照明がそこに仕込まれていて、光ってより際立つような工夫をしていきます。パース上も光って

はいるのですが、非常にわかりにくいところです。

車が通る部分と歩行者系の広場空間を少し意識してもらえようなしつらえにしています。

(国吉部会長)

外側の白っぽい線のところですか。

(都心再生課)

そうです。歩道状空地の奥にある、広場状の空地の中にある弧の部分です。車が通る可能性のある部分を区切るラインです。そこにガラスブロックと照明が仕込んであります。

(国吉部会長)

床面全体に？

(都心再生課)

ラインです。

(国吉部会長)

この位置。わかりました。

(真田委員)

すみません。パースを見るとその上に庇みたいなのがあるように見えるのですが、図面ではどこに書いてあるのですか。

(都心再生課)

アイアンワークという形で、エントランスの庇は出てきます。少しパースの表現がわかりづらいのですが、全面的には出てはこないです。

(梶山書記)

卓上ファイルの13番が前回の都市美審の資料になるのですけれども、その後ろのほうになるのですが、庇の様子がわかるパースがあります。

(都心再生課)

図面の説明をいたしますが、真ん中のパースに見えます1階の庇部分あたりに見えるものは、この建物のものではないので、ちょっと見えにくくて申しわけありません。ここに庇みたいなのは出てこないです。これはもっと奥の建物のもです。

(真田委員)

これは何ですか。

(都心再生課)

それは1階部分の庇です。1階部分に少し、出過ぎない庇があります。エントランスのすぐ上のところです。

(真田委員)

まっすぐおると車が入るところの上にかかっていますよね。

(都心再生課)

そうですね。

(真田委員)

それが図面で表現されていないのではないかという。そんな小さくないだろうと。パースで見るともう少し出ているように見えます。

(都心再生課)

平面図も本日用意してまいりましたので、今、お手元に配らせていただきます。

(株式会社日企設計)

パースが見づらいので、ご説明をさせていただきます。2階部分から手前に落ちて全体にかかっている、要はすだれ状の庇の内側、真ん中のスパンのところ、1階部分の庇がさらに出ていているという形になります。ちょうど今見ていただいている真ん中のパースで、NHKさんの看板に途中で庇が突き刺さっているように見えているのですが、これもすだれ状のものよりも内側に庇がとまっているという状態なのです。パースで見るとちょっと伸びているような絵に見えるのですが、それは途中でとまっています。

先ほどの白線の部分の補足ですが、通常車寄せの部分といたら、歩道と車道の部分で1段レベル差をつくって歩道空間を上げたりするのですが、今回、いろいろな経緯もありましてそこをフラットにするということがあって、上げる部分のレベル差の部分に、一般的には白線であるような部分にガラス状のものを仕込んで、照明を中に入れて夜は光らせます。光らせることによって、ここに夜間、車と歩道の部分の曲線の境目を認識してもらおうという仕組みにしております。以上です。

(国吉部会長)

そうすると、ガラス状の弧のついた内側は車優先ということになりますか。

(株式会社日企設計)

当然、車寄せ部分なので、安全性も含めてバトラーを配置し、歩行者については車の来ているところはバトラーが誘導して、基本的には通常段を上げる白線の建物寄りの部分に、今回、このホテルを利用する人たちについては基本的には歩道という認識を持っていただこうと。ただ、ここはあくまでも車寄せ部分の機能も兼ね備えておりますので、その辺を今回こういう形でやらせていただいたということになります。

(国吉部会長)

あとは、歩道状の公開空地は歩道と同じような素材にするということですね。それで、むしろ余り広場側とはそえないで、はっきり完全な歩行空間だというふうに見せるということですかね。

(都心再生課)

はっきり分けます。

(国吉部会長)

基本的には、できるだけ広場型の雰囲気を出しながら、車が来るところについては多少表示をしておくというぐらいの柔らかい差別化を図っておくということ。余り極端にすると、また車中心に見え過ぎてしまうのでそれが難しいところなのですが、そういうふうにされたということですね。

(加茂委員)

このガラスブロックのアイデアはすごくいいと思うのです。これは多分、昼間もきつと素材のコントラストでわかるというような選び方ですが、今度は歩道のほうに車どめがあるような絵になっているのですが、これはどうしてなのですかというところを、逆に横浜市のほうにお聞きします。

(都心再生課)

これは道路管理者との協議の中で、今回、ホテル自体は宴会場がないので、それほどここは車の出入りはないことはないのですが、歩行者の安全対策ということで車どめを設置するような形で道路管理者との協議をいただいているところでのこういう表現です。

(国吉部会長)

これは、敷地内にある進入口の両サイドに置いているのですよね。

(加茂委員)

ただ、これ、歩行者としては歩いていくと邪魔で、引っかかるのではないかなと。ここに人が歩いていますけれども、話しながら歩いていたら、歩道の真ん中に2本バリカーが立っているような状況になっているので、危険ではありませんか。

(都心再生課)

今、当敷地については暫定利用で時間貸し駐車場ということで運用しているのですが、現状の中での指導でもこういった車どめを実態として設置しています。位置については、道路管理者と協議をしますが、道路管理者から設置しろと言われておりますので、設置は前提の中で、場所等は少し考えながら検討していきたいと思っております。

(加茂委員)

ここもガラスブロックで光ってしまうというようなことはできないのでしょうか。せっかく内側をやっているのに、横浜市の管轄だとななるのですかみたいな。そういう感じがしないでもないような気がします。

(国吉部会長)

敷地への、宅内への進入口は必ずつけるのですか。そうではないですよ。ここだけですか。

(都心再生課)

歩道自体が広いということもあって、設置を求められております。

敷地の中が広々としてしまっているのです、車がこの口から入った後、どこでも行ってしまう状態になっているものを、きちんと直角に敷地のほうに入っていくように誘導するためだと考えているので、ここは道路管理者との協議の中では対応していかざるを得ないところかなと考えています。ただ、細かい位置ですとか歩行者の歩きやすさとかにはきちんと配慮する。道路管理者はもともとそういう立場ではいるので、そこは共通した目的なので調整をしていければと思っています。ここは広くて、車が乗り上げた後、どこでも行けてしまいますので、例えば、歩道に乗り上げてしまったり、車が待っていて入れない、じゃあ歩道に乗り上げちゃえとか、そういうことのほうが危険だと判断していることもあると思っておりますので、そういった対応が必要かなと思います。

(国吉部会長)

そうすると、むしろ切り下げて、ちょっと段差をつけたほうが、ここは車の入り口ですよとわかるから、かえって大げさな車どめをしないほうが。

(都心再生課)

それは、車道からももちろん切り下げているのですが、歩道の通路方向に対して直角方向で段をつけることはできないので、そのかわりに車どめできちんと誘導しようということと考えています。

(国吉部会長)

もうちょっと大げさでない方法はないかなと。

(加茂委員)

そもそも、ここを広場状の歩行者空間として提供するというので、わざわざ事業者も提供してやっていて、最初のほうは逆に材料も一緒にして一体化するというような、そういう話があって、その中で安全性として車のことをというのがこの前の議論だったと思うのです。今回、材料を変えて、その部分については敷地の中のデザインとしてもすごく頑張って検討していただいた結果でフラットにできていると思うのですが、でも、その結果として、完全に材料が敷地内と歩道のところで分かれているという状態が起こったときに、歩行者とすれば、ずっとこちらから歩いてくると、多分、歩行空間のほうを歩いていくと思うのです。そうすると、結局、通路状の歩行空間のところにバリカーがばんばんと立っているのがすごく目立ってしまう。そこもせっかくだから、一体的な、同じような思想の中で整備ができるといいのではないかなという意見です。

(国吉部会長)

公開空地として歩道をつくったところにはつけてないわけですよ。道路管理者のところだけつけているということですよ。それが連続すればもっと大げさになるから、それはまたよくないのだけれども、何か、もう少し柔らかい方法でできないかどうかというのを少し検討してみたらどうですか。

(都心再生課)

いただいたご意見も踏まえて、道路管理者の見解も含めて協議をして、整理していきたいと思えます。

(国吉部会長)

わかりました。ほかにご意見等ございますか。本件は報告事項ということで、ご報告いただいているということですが、外観の演出等については、ファサードを見ますとガラス面の構成の仕方が少し変わっているのですか。

(株式会社日企設計)

ガラスの構成についてはほとんど変えておりません。前回ご提示させていただいたファサードの、ランダムな構成のガラスそのままです。わかりやすく、言われていた部屋の明かりが本当はどう見えるのかという形で、実際に先ほどご説明いただいたように三層のカーテンを設置するので、利用するお客さんによってどう閉めるかというのはいろいろ変わってくるのですが、いろいろな見え方がこの建物ではなされてくるのかなと思っております。

(国吉部会長)

わかりました。図面を見たときに、一番左側の図面のサッシの構成と2番目の数が違うというふうに思いました。

(株式会社日企設計)

いえ、割はほぼほぼ同じなのです。最初に出しているものについては、この縦の方立てというサッシの枠が見えづらい絵になっていただけだと認識しています。ガラスの枚数は一緒です。

(国吉部会長)

そうですね。その間にサッシの枠が入っているのですね。わかりました。

あと、ガラスのストリートファニチャー的なものについては、多少意味があるようなものなのか、単なるガラスの塊なのか、その辺はどうなのか。

(株式会社日企設計)

今回、建物全体のモチーフとして使ったのが、横浜の伝統的なブリック、れんがです。北東の広場にも、以前ご提示させていただいたブリックを使ったモチーフでアート作品を置く予定ではいるのですが、それを今回NHKさんとの間の貫通通路のところにも同じようなものを持ってこられないかということで、単なるれんが調のブリックではおもしろくないので、これを使ったベンチをつくり、またこういうアートの作品もつくり、夜には中に照明が仕込まれていて光って、人を呼び込むモチーフに

ならないかということで、今回ご提示させていただいた提案になっております。

(国吉部会長)

わかりました。随分周りに広場状空地がとってありますけれども、こういった場所は余りつくり過ぎないで、テーブルを出したり、後々いろいろな利用、活用ができるように、そういう部分もキープしながら、ぜひ提案をお願いしたいと思います。

(株式会社日企設計)

東側のオープンテラスの部分というのは、店舗のオープンテラス的な要素で当然外部にテーブルとか椅子とかというのを出して利用するので、一方ここはあくまで貫通路で、NHKさんとの間にも昔出土したれんがの展示もされているので、それとの調和も含めてこういう形で提案させていただきました。

(国吉部会長)

ランドスケープの専門家の岡部さんはいかがですか。

(岡部委員)

ありがとうございます。貫通路のところ、すてきだなと思って見ていました。特段意見はありません。

(国吉部会長)

よろしいですか。ありがとうございました。では、報告事項ということで、車の進入口のところの車どめはもうちょっとおしゃれにとか、歩行者の邪魔にならないようにとか、その辺も多少ご検討いただければと思います。では、この件については以上で報告を終わりにしたいと思います。

(鵜田書記)

ありがとうございました。特に車どめについては、さらに検討させていただきたいと思います。以上で議事3が終了となります。ありがとうございました。

議事4に入る前に、また入れかえがありますので、少々お待ちください。

#### 議事4 特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい21中央地区都市景観協議地区西区みなとみらい5丁目1番地）（報告）

資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。

(国吉部会長)

これについては、市が非常に責任を持って進めるべき地区であるというようなこともあって、複数の事業者が今後進めていくということで、そこと市担当課の事業調整に加わるという形で活動するのかなと思っております。その結果をもとに、年度内に基本計画をまとめて、それに基づく売買契約を結ぶということですが、都市美対策審議会への説明あるいは審議についてはどのように考えているか、ご説明ください。

(みなとみらい21推進課)

国吉先生にアドバイスをいただきながら、今後、景観協議を詰めていきまして、一定の計画がまとまり次第、景観審査部に付議させていただくことを考えております。

(国吉部会長)

これは、土地の売買契約の前なのですか。

(みなとみらい21推進課)

前です。

(国吉部会長)

わかりました。そうしますと、景観アドバイザーとしての活動をしながら、その結果で横浜市としてもある程度調整し終わって、事業者の方とも合意が得られた内容について、契約前に都市美対策審議会に諮るということですね。

(みなとみらい21推進課)

基本計画協定の中で、このような土地利用をしてください、こういう建築デザインでやってくださいということについて、一定程度結論が出たものを条件に土地をお売りすることになりますので、その協定締結までに都市美対策審議会のご意見も聞きながら、一定の結論を出したいと思っております。

(国吉部会長)

わかりました。ここは重要な場所だということもありますので、最終的な案が出てからかけるということだけではなくて、場合によってはこの地区の歩行者の流れとか、広場のあり方とか、それから建物間の関係とか、その方向性について議論していきたいようなものが出てくれば、報告でも構わないのでここに付議して意見をもらうというようなことも重要ではないかと思いますが、それについてはいかがですか。

(みなとみらい21推進課)

それはそのようにしてまいりたいと思います。具体的にどのタイミングでどのような内容をかけるかについては、今後調整させていただければと思っております。

(国吉部会長)

わかりました。報告事項とは言いつつ、委員の皆様のご了解も得ながらやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(国吉部会長)

どうもありがとうございます。では、そういうことで進めさせていただきます。

(鵜田書記)

ありがとうございます。部会長、よろしくお願いいいたします。

次、議事5に移りますが、関係局の入れかえをさせていただきたいと思っております。

#### 議事5 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（報告）

資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。

(国吉部会長)

わかりました。これはとりあえず3基設置して、将来はこの3地区に20基ぐらい設置していきたいということですね。やはり、デジタルの表示というのは本当に見やすいのかどうかと、地図とかそういうものが見やすいかどうかとか、あるいは照度によってまぶし過ぎないだろうかとか、そういうことで非常に危惧するところがありますので、その辺については環境の公害にならないように、そういった工夫は当然する必要があるのです。もちろん、かえって見やすいのか、その辺も含めて検証しながら進めるということは重要だと思います。事業者の方にお聞きしたいのですが、これについては、日本でもう既にほかにもやっている事例があるのでしょうか。

(エムシードウコー株式会社)

この大きさのパネルを、今、実際に日本で本格的に導入しているところはございません。ただし、他都市で実験的なものはやらせていただいております。そういった内容を踏まえることが可能な部分もありますので、その辺も実施に当たっては考慮させていただきながら検証を進めてまいりたいと思っております。

(国吉部会長)

わかりました。日本の広告景観といいますか、夜間景観に対する影響は大きいと思います。ですから、きちんと検証をしながら見ていく必要があるかと思っております。これは報告ということですが、そういった検証も兼ねた実験をやってみるということのようです。委員の方から何かご意見はありますでしょうか。どうぞ。

(関委員)

今回の3基は公衆無線LAN、Wi-Fiはないタイプということですね。

(企画課)

横浜駅周辺地区で、今回写真で示させていただいている箇所につきましては人通りが多く、そこで待ち合わせをされる方々が多いと思われるので、デジタルサイネージのところにWi-Fiをつけて整備をしていきたいということで調整している箇所でございます。

(国吉部会長)

この検証はどうやるのですか。まぶしくないかとか、輝度がふさわしいかとか、その辺の検証はどのように行いますか。

(企画課)

今のところ事業者様と調整させていただいておりますが、先ほど挙げさせていただいた項目をもとに街頭でアンケートをとらせていただくなど、一般の方々や地元の方々を対象としまして、その見え方などについてご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

(国吉部会長)

この審議会の委員も、全員ではなくてもやはりご都合のつく委員の方にお声かけして、一緒に検証してもらったほうがいいと思います。よろしいでしょうか。

(企画課)

審議会の先生方にも、屋外空間でこういったことを行った事例がほかにごいませんので、現地でもぜひ確認をしていただくようお願い申し上げます。

(国吉部会長)

よろしくお祈いします。では、先生方、ご都合がつけばぜひ現場に立ち会っていただければと思います。そういうことで、実験してみて、委員の中でご都合つく方はぜひ検証にも立ち会っていただくということで進めていきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

(加茂委員)

サイズを見させていただくと、3メートル近くにもなるという状態で、かなり背が高く幅が広いものになってくると思うのです。多分検証するとその大きさがすごくわかると思うのですが、横浜駅という割と込み入った中での検証と、デジタルタイプではなくてもポスタータイプのものも結構な高さになるのですが、前からも議論にありましたが、山下公園あたりにもものすごい量が設置されるということ、今この絵をいただいて初めて実感したという感じがするのです。実際、数量もあわせた検証が必要になってくるかなと思ひました。

あと、場所なのですが、背景が壁面なのと、公園の中にぼんと置かれるのでは全然違う見え方をきっとしてくるだろうという気がします。写真の中では人が写っておらず、スケール感がわからない状態なのですが、かなり大きいものになってくるなという予想です。

(国吉部会長)

ありがとうございます。これは、完全なデジタルのものをつくる前に、簡単な紙でもいいからこのサイズを現場に置いて確認するとか、そういう作業も本当はあったほうがいいかもしれないですね。ということと、もう一つは、場所によっては現在のバス停上屋の広告をデジタル化していくというような方向があるとする、取りかえのできる同じサイズを用いておいたほうがいいのではないかと、その辺のことも考えて、これ単独のものと、大きさの違うものがいろいろ併存するというのも、景観上もどうかなということ、今おっしゃったご指摘に関連すると、その辺のことは考えなくていいのかというのは感じました。高さについてはどこまで詰め切っているのですか。

(企画課)

現在、交通管理者の警察ですとか、土木事務所、道路管理者とともに、大きさですとか、安全上問題がない設置の方向ですとか、交差点からの離れも含めて、1カ所1カ所検証している状況でございます。ただ、こうした水平、垂直のコンセプトですとか、重厚感や安定感を演出するための統一したデザイン調整を、統一感を重視して行ってきましたので、1台1台の高さをそれによって変えるということは考えておりません。この規格のものをより安全に、景観になじんだ形でどうやって現地に設置していくかというような調整を今、進めているところでございます。

(国吉部会長)

ただ、既存のものと併存していくということが出てきますよね。そのときのバランスとか、そういうのは考えなくてよろしいのですか。

(企画課)

既存のものといいますのは、既存の案内サインですか。

(国吉部会長)

そうですね。ですから、デジタル化するのが20基を目指すといっても、その他のものが通常のもので残ってくるのではないですか。そういうものとの大きさとか、その辺のバランスというのは。

(企画課)

ポスタータイプとデジタルタイプの違いでございますが、デジタルタイプは熱を逃がすために高さが少し高くなっておりまして、幅が少し縮まって、広告面のフォルムがちょっと違っているのですが、筐体としては高さが若干高くなるような形でございます。ただ、デザインとしては全く統一感を欠きません。見え方として、ポスタータイプとデジタルタイプが併存するということにつきまして、景観的な検証というのはまだこれからですので、実際にその3基を設置してみて、デジタルタイ

プとポスタータイプの併存について議論もしていければと考えております。

(国吉部会長)

例えば、地図面とかを考えたときも、デジタルタイプとポスタータイプで縦横の比が違ったりすると原画、ベースのデータがまた変わってきますよね。共通の大きさにしておくとか、そういったことなども含めて、両方が兼用できるようなことを考えてとか、いろいろな側面から共通性について、当然併存していくのですから、その辺のことも考えておいたほうがいいのではないかなと。

(企画課)

すみません、説明が足りなかったのですが、地図につきましては今回デジタルとはせず、設置する基は全てポスタータイプでございます。

(国吉部会長)

そうすると、サイズが合うのですかということですよ。デジタルタイプというボディの中に既存のポスタータイプの地図を張ると、ほかのやつとサイズが違うわけじゃないですか。それが共用できなくなるのではないですか。

(企画課)

地図の出力の大きさは同じものでございまして、それを人の目線というか、車椅子、歩行者の目線に合わせて中央部に張りますので、地図自体の大きさは全く同じものを出力したいと考えています。

(梶山書記)

資料の裏面のところに書いてあるのですが、ポスタータイプとデジタルタイプの表示になるのですが、デジタルタイプのほうは先ほど言った熱を逃がす関係で、上部のところに高さが出てきてしまうのですが、その地図のところの大きさは全く同じ、高さ的にも同じところに合わせて設置するという形になります。

(国吉部会長)

ただ、地図は同じですが、広告面については、広告表示の高さが違いますよね。

(梶山書記)

縦横比が少しだけ違います。

(国吉部会長)

ですから、共通のものをベースに、最低、熱の対応ですということのはわかるのですが、表示物のスケールは共通にしておいたほうが、後々いろいろな点でいいのかなと。その辺をお考えになったほうがいいかなと。

(加茂委員)

実際に、名古屋のバス停添架広告パネルの事例が裏面右上に出ているのですが、この名古屋のパネルよりもかなり大きいパネルになるのですか。

(企画課)

名駅のところでも地図を表示しておりまして、そのポスターを一部お借りした形で、横浜スタジアム周辺のバス停の広告部分で表示して検証させていただきました。基本的には、今あるポスターの広告と地図面が同じになるということで、見え方とか地図の表示を確認して、これまで進めておりました。

(加茂委員)

名古屋のもの自体は、横幅とか高さとか、横浜のものと絵的にどのぐらい違いますか。

(エムシードゥコー株式会社)

名古屋の件なのですけれども、写真に出ているものが、大きさとしてはいわゆるポスタータイプのものと同じになります。余談なのですが、名古屋でもデジタルの部分の検討については今後もさせていただくという予定でございますけれども、この写真のものに関してはポスタータイプのものと高さ的には同じものです。

(加茂委員)

大体同じぐらいと考えていいと。ちょうどここに人がいて、さっきから気になっているのですけれども、地図がちゃんと見えるのかな、少し高過ぎるのではないかなとか、いろいろ見ていたりしているのですが、その辺の高さとかも検証していただいて、どうせつくるならちゃんとという、そのあたりですかね。

(エムシードゥコー株式会社)

地図の面については、デジタルもポスタータイプのものも一緒のものになっておりまして、こちらは横浜市の公共サインガイドラインというものがございまして、車椅子の方でも地図がちゃんと確認



	<p>できるような高さ、GLから1350なのですが、こちらが地図の中心に来るよという設計のガイドラインがございまして、それにのりとした設計をしておりますので、地図の大きさもデジタルタイプ、ポスタータイプと同じで、目線の高さもガイドラインにのりとしたよという設計を組んでおります。</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>いずれにしても、資料を見ると、デジタルタイプとポスタータイプでサイズが違ったりしている。この辺は共用にしておいたほうがいづれにしてもいいと思いますので、その辺は検討されたほうがいかと思います。いづれにしても、熱の問題で高さが増しているのはやむを得ないかなと思うのですが、現状のものとできるだけ共存できるようにしていただきたいと。現地でもまた検証させていただきたいと思います。よろしく願います。では、以上で終わりたいと思います。</p> <p>(鵜田書記)</p> <p>ありがとうございました。いただいたご意見を参考に検討を続けたいと思います。以上で議事5が終了となります。</p> <p>議事6 その他 なし</p> <p>閉会 (鵜田書記)</p> <p>本日の議事録については、横浜市都市美対策審議会運営要領に「審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる」とありますので、作成後部会長に確認を頂いたうえで、公開いたします。これもちまして、第51回都市美対策審議会景観審査部会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第、参加者名簿、座席表、第50回議事録</li> <li>【議事1】</li> <li>・資料1：連節バスを活用した「高度化バスシステム」の広告付きバス停上屋の設置について</li> <li>【議事2】</li> <li>・資料1：変更協議申出書</li> <li>・資料2：景観形成の考え方</li> <li>・資料3：事業者提案に対する市の考え方</li> <li>【議事3】</li> <li>・資料1：都市美対策審議会での審議を踏まえた事業者との協議結果</li> <li>・資料2：協議結果報告用資料</li> <li>【議事4】</li> <li>・資料1：みなとみらい21中央地区53街区における景観協議について</li> <li>【議事5】</li> <li>・資料1：広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告活用について</li> </ul>
特記事項	次回日程は後日調整。